

計画を作る背景

豊田市として「権利擁護支援に関する地域社会の仕組みをどのように整備していくか」の方向性を示すべき時期

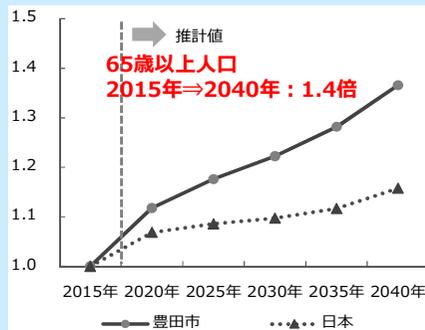
①人口減少と超高齢社会への適応

	2015	2025	2040
人口(人)	422,413	430,238	423,688
高齢化率(%)	21.8	25.4	31.3

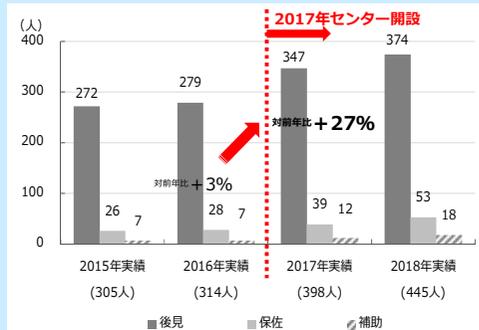
②認知症高齢者、知的・精神障がい者の増加

	<2013年>	<2017年>	
認知症高齢者	6,631人	7,846人	+ 1,215人
知的障がい者	2,596人	3,081人	+ 485人
精神障がい者	1,984人	2,659人	+ 675人

③高齢者の急増による社会構造の変化への対応



④センター設置後の成年後見制度利用者の増加



豊田市における成年後見制度のニーズ※ 約1,100人以上

※出典：豊田市(2018)「豊田市成年後見制度に関するアンケート調査」…「(1)これから制度利用が必要な市民」+「(2)これまで制度を利用してきて今後は後見人等支援やチーム支援が必要な市民」の合算値

成年後見制度利用促進法の施行

【法・基本計画】市町村の責務

○市町村計画策定や中核機関等の体制整備などが責務として規定

【基本方針】権利擁護支援の地域連携ネットワークづくり

○多職種の連携による早期発見、相談、意思決定支援の体制を整備

【共通の理念】ノーマライゼーションと法的能力の保障

○基本的人権・個人の尊厳を価値として、すべての人に法的能力の享受と行使を保障
＜障がい者権利条約＞

【視点】自己の意思決定を行うための支援への転換

○意思決定支援・本人の意思と選択
⇔代行決定・最善の利益

<策定の根拠>

成年後見制度の利用の促進に関する法律 第14条

取り組むべき課題

1 成年後見制度の利用までスムーズにつながる総合相談体制の構築

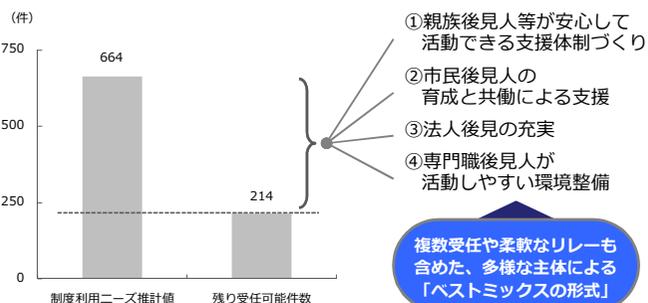
(1) 市民・地域の現状から

- 成年後見制度の認知度が低い。
- 成年後見制度の意義や利用の効果について、正しい理解が必要。

(2) 支援者の現状から

- 福祉・医療の民間事業者におけるセンターの認知度が低い。
- 成年後見制度の役割について、正しい理解が必要。
- 福祉・医療の民間事業者におけるセンターへのつながり方の整理が必要。
- つなげるべきケースの目安や、勉強会・研修等への高いニーズへの対応。

2 成年後見制度や権利擁護支援の活動に携わる人づくり・環境づくり



3 多機関連携による意思決定支援の充実

4 その他、権利擁護支援に関する環境の整備

○身元保証、後見人等への苦情、不正防止、居住支援との連携

計画の基本構想

目指す「まち」の姿

安心して 自分らしく 生きられる 支え合いのまち

< いつまでも意思が尊重され つながり・支え合う 権利擁護支援の推進 >

私たちが目指す「まち」の姿

- 「豊田市地域福祉計画・豊田市地域福祉活動計画」を基盤として策定。
⇒大きな方向性は一致しており、目指すべき姿は同じ
- 副題に権利擁護支援としてのメッセージ。

誰一人取り残さない持続可能な社会・まちへ

- 成年後見制度が必要な方へ行き届く仕組みが充実。
⇒認知症や障がいがあったとしても誰もが福祉につながり、社会の一員であり続けることが可能に。
- ⇒「まち」全体が権利擁護支援によって変化。

豊田市で暮らす「私たちがだからこそ」できること

- 「まち」の姿の実現に向けて、私たち同士が連携・協力し合い、各々がその立場だからこそできる役割を果たす必要がある。
- 本計画では、「市民」「支援者」「専門職」「センター」「豊田市」の5つに分類。

チーム

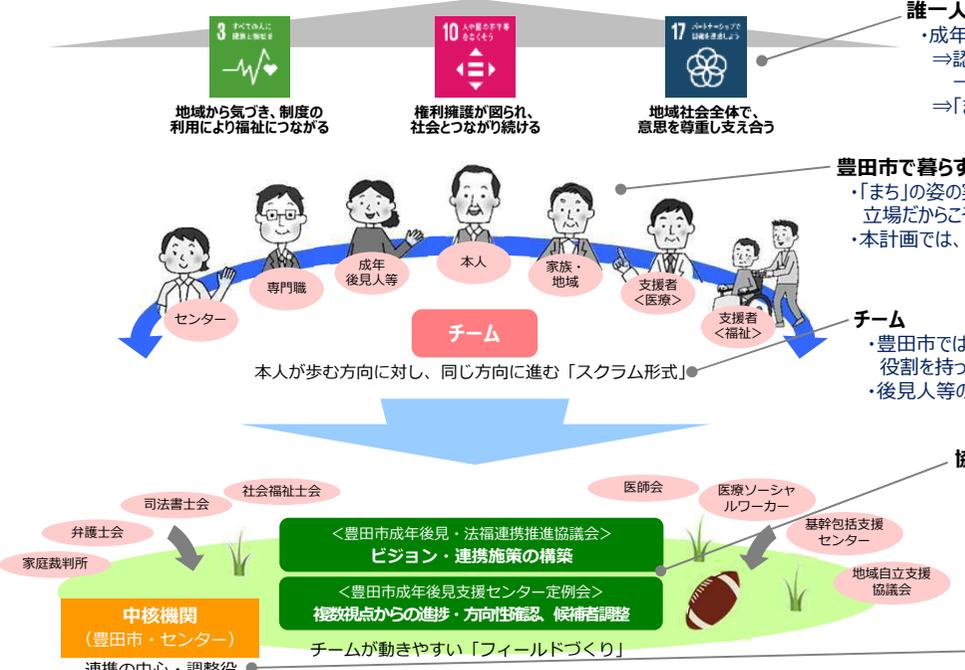
- 豊田市では、本人は単に支援を受ける立場ではなく、支援を受けながらも役割を持って社会参加し続けることを目指す。
- 後見人等の選任後や後見人等からの相談に応じ、「チーム会議」を開催。

協議会

- 豊田市では、2つの会議体を設定。
①豊田市成年後見・法福連携推進協議会
②豊田市成年後見支援センター定例会

中核機関

- 豊田市では、政策的な判断・対応を行う豊田市役所と、支援の実践・連携を担うセンターが共働することで、中核機関の役割を果たすことができるという考え方。



目指す姿

基本目標

基本的な考え方(2)

取組の柱(8)

評価指標<現状値>

★重点取組(7) / ○基礎取組(14) / ◇懸案事項(4)

共通の像

第2次豊田市地域福祉計画・豊田市地域福祉活動計画の体系の一部

豊田市成年後見制度利用促進計画の独自体系

・地域共生社会という全体像の中で、基盤かつセーフティネットとなる権利擁護支援を捉えるため、地域福祉計画・地域福祉活動計画の「基本目標」及び「基本的な考え方」と同一
 ・利用促進計画の側面からは、基礎調査の分析結果から導き出された豊田市における課題に対応するための施策として設定している

<1-(1)~(3)、2-(1)~(3)>
 ・国基本計画より、[1]広報 [2]相談 [3]利用促進 [4]後見人支援からなる4つの整備すべき機能を踏まえて設定する取組の柱
 <2-(4)~(5)>
 ・更なる体制整備に向け、独自で設定する取組の柱

【★重点取組】新規・拡充していく取組。計画策定時にスケジュール設定、毎年度進捗確認を行う。
 【○基礎取組】既に実施している基本的な取組。毎年度実績確認を行う。
 【◇懸案事項】体制強化に向けて検討を進める事項。計画期間内で方向性を決める。

<計画の進行管理>

○「豊田市成年後見・法福連携推進協議会」において、取組内容や成果を確認し、評価を実施。

いつまでも意思が尊重され つながり・支え合う 権利擁護支援の推進
 安心して 自分らしく生きられる 支え合いのまち

地域の支え合いの仕組みづくり

1 包括的な相談支援体制の充実
 ~地域のつながりから早期発見・早期支援を可能とする総合相談体制の構築~

(1)成年後見制度・権利擁護支援に関する理解・啓発の推進 [1 広報]
 一般市民の成年後見制度の認知度 <22.9%>

★① 支援者・専門職向け研修会の開催

- ② 市民向け啓発の実施
- ③ 金融機関向け研修会の開催

市民	支援者	専門職	センター	豊田市
市民	支援者	専門職	センター	豊田市
市民	支援者	専門職	センター	豊田市

(2)支援者からセンターにつながる仕組みづくり [1 広報][2 相談]

★① センターにつなげるケースの目安の作成

- ①地域包括②障がい者相談支援事業所の「センターにつなげる割合」<①63.0%、②75.0%>
- ①ケアマネ②指定特定の「センターor地域包括・障がい相談につなげる割合」<①72.0%、②33.0%>

- ② 多機関合同事例検討会の実施
- ③ 総合相談窓口・地域包括支援センター・障がい者相談支援事業所における相談対応
- ◇④ 消費生活センターとの連携策の検討

市民	支援者	専門職	センター	豊田市
市民	支援者	専門職	センター	豊田市
市民	支援者	専門職	センター	豊田市

(3)成年後見制度の必要性を専門的に判断できる体制の構築 [2 相談]

○① センターによる相談対応とケース会議の出席

- 事前にセンターが訪問orケース会議に出席した割合 <98.6%>
- 移行すべき日常生活自立支援事業等案件から実際に成年後見制度に進んだ割合 <現状値なし>

- ② 日常生活自立支援事業・生活困窮者自立支援事業からの移行調整の実施
- ◇③ 高齢者・障がい者虐待における専門的判断の仕組みづくり

市民	支援者	専門職	センター	豊田市
市民	支援者	専門職	センター	豊田市

2 暮らしを支える環境整備

~意思の尊重と身上保護を主においた本人と成年後見人等を取り巻く支援環境の整備~

(1)本人の意向・状況を踏まえた申立支援と受任調整の実施 [3 利用促進]

○① 多職種による受任調整会議の実施

- 「実際に選任された後見人等」と「受任調整会議で検討した結果」の合致割合 <100%>

- ② センターによる申立支援の実施
- ③ 市長申立の実施と円滑な実施体制の整備

市民	支援者	専門職	センター	豊田市
市民	支援者	専門職	センター	豊田市
市民	支援者	専門職	センター	豊田市

(2)多様な主体が権利擁護支援に携わることのできる環境づくり [3 利用促進]

★① とよた市民後見人の育成・共働と寄付等を活用した市民の権利擁護支援活動を支える仕組みづくり

- 市民後見人バンク登録者のうち、市民後見人として受任している人数の割合 <現状値なし>

- ② 法人後見・日常生活自立支援事業等の効果的な実施体制の確立
- ③ 利用支援事業の実施と必要に応じた見直し
- ◇④ 新たな後見活動の担い手確保に向けた課題整理と対応策の検討

市民	支援者	専門職	センター	豊田市
市民	支援者	専門職	センター	豊田市
市民	支援者	専門職	センター	豊田市

(3)後見人等支援の充実 [4 後見人支援]

★① 親族後見人・市民後見人向け専門職相談会の実施

- センターで受任調整した案件に対し、後見人等確定後のチーム会議を実施した割合 <100%>

- ★② 送付先変更に係る手続き事務の簡素化
- ③ センターによる後見人等からの相談対応と支援の実施

市民	支援者	専門職	センター	豊田市
市民	支援者	専門職	センター	豊田市
市民	支援者	専門職	センター	豊田市

(4)意思決定支援を円滑に行う仕組みづくりと普及・啓発の実施 [豊田市独自]

★① 豊田市版意思決定支援ポイント集の作成と普及

(5)地域で暮らし続ける基盤・環境づくり [豊田市独自]

○② エンディングノートの活用による普及と内容の充実

★① 身寄りのない市民等が安心して入所・入院できる環境整備

- ② 本人等が地域で暮らすために必要な取組の充実
- ◇③ 居住支援に関する取組との連携策の検討

市民	支援者	専門職	センター	豊田市
市民	支援者	専門職	センター	豊田市

市民	支援者	専門職	センター	豊田市
市民	支援者	専門職	センター	豊田市

